平成２４年（フ）第１１９号
沖縄県沖縄市高原７丁目28番17号　マンション常盤木205、前住所茨城県牛久市岡見町2013番地の12
債務者　中野　和子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１２６号
茨城県龍ケ崎市中根台４丁目７番地４
債務者　加藤　　誠
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１２７号
茨城県龍ケ崎市中根台４丁目７番地４
債務者　加藤　知子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１２８号
茨城県守谷市乙子50番地の３
債務者　内沢　陽子（旧姓大橋）
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１３７号
茨城県取手市野々井1079番地１
債務者　岡野　　賢
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１４２号
茨城県取手市本郷５丁目８番16―Ｂ１号
債務者　金子　ミカ
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１４０号
長野市稲田２丁目37番１―201号　カーサナリタＳ
債務者　仲俣　典子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５１８号
兵庫県尼崎市東桜木町41番地　レファインド尼崎101号
債務者　小田千鶴子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２１１号
徳島県小松島市金磯町５番18号
債務者　田中　清二
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２５号
徳島県徳島市西新浜町１丁目３番33―242号、旧住所徳島県徳島市八万町法花谷115番地
債務者　山中　清美
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４７６号
熊本市南区城南町阿高746番地１
債務者　松富　陣也
1　決定年月日時　平成24年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４７７号
熊本県宇城市豊野町糸石1073番地２
債務者　本山　幸代
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４８０号
熊本市北区下硯川町2117番地２
債務者　内布　裕子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４９０号
熊本市東区榎町１番２―207号　佐土原団地
債務者　中川登見子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４９８号
熊本市北区大窪４丁目１番23―201号
債務者　大濵　奈美
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３５号
大分県杵築市大字守江4773番地
債務者　井上　　猛
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第１２３号
宮崎県延岡市行縢町491番地11
債務者　甲斐　潤子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部